

# 大津町空き家改修等事業補助金

## 補助制度利用の手引き

### 【令和6年度】

#### 【お問い合わせ先】

〒869-1292

熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地

大津町 総務部 総合政策課

TEL 096-293-3118

FAX 096-293-4836

MAIL [sougou@town.ozu.kumamoto.jp](mailto:sougou@town.ozu.kumamoto.jp)

## 1. 補助対象者

補助金の交付を受けることができる人(補助対象者)は、次の(1)又は(2)に該当する人です。  
(空き家バンクの登録が必要です)

(1)空き家バンク登録物件において、賃貸借契約を締結した所有者(貸主)又は利用者(借主)

(2)空き家バンク登録物件を購入した利用者

※所有者、、、大津町空き家バンク制度実施要綱に規定する所有者

※利用者、、、大津町空き家バンク制度実施要綱に規定する利用登録者

なお、次の事項のいずれかに該当する人は、補助金の交付を受けることはできません。

- ・町税等を滞納している人
- ・3親等以内の親族間において、当該空き家に係る売買契約又は賃貸借契約を締結した人
- ・補助対象事業に関して、国、県又は町の制度による他の補助等を受けている人。ただし、耐震改修工事は除く。
- ・暴力団員又は暴力団、もしくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する人
- ・暴力団員又は暴力団、もしくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する人と当該空き家に係る売買契約又は賃貸借契約を締結した人

## 2. 補助対象事業

次の条件をすべて満たす事業が対象となります。補助の対象となるのは、空き家1戸につき1回に限りです。

① 空き家を住居又は宿泊施設(※1)として利用するために行う別表1に定める事業

② 令和7年2月末日までに完了できる事業

※1 旅館業法第2条に規定する営業を目的とした施設

<別表1>

| 対象となる事業   | 内容                                                             |                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 間取りの変更    | 間取りの変更、部屋等の増築・減築                                               |                                                          |
| 設備の改修     | 給排水設備                                                          | 水回り(台所、浴室、便所、洗面所)の改修、給湯設備の設置・改修 等                        |
|           | 電気設備                                                           | 引込配線工事、分電盤工事、コンセント増設 等                                   |
|           | 上下水道工事                                                         | 宅内配管工事(井戸水を使用する場合は、ポンプの交換を含む。)ただし、上水道設備又は井戸設備のどちらかのみとする。 |
| 耐久性能改修    | 床、畳の張替え・表替え、壁、天井改修(クロス、タイルの張替え等)、建具、サッシ交換、屋根改修(雨漏り修繕含む)、外壁塗装 等 |                                                          |
| 省エネ改修     | 断熱材の設置、窓の断熱改修 等                                                |                                                          |
| 防災、防犯対策改修 | 雨戸の設置・改修、火災報知器の設置・交換、インターホンの設置・交換 等                            |                                                          |
| エクステリア改修  | 建物と一体となったテラス、バルコニーの設置・改修 等                                     |                                                          |
| 物品撤去      | 家財等の撤去・処分                                                      |                                                          |

【対象外の工事】

- ① 外構工事(塀、門扉、庭、車庫、カーポート、倉庫、アプローチ等)
- ② 庭木の剪定及び除草等

- ③ 住宅構造の改修工事を伴わない備品等の購入及び設置工事  
(エアコン等の電化製品、照明器具、テレビアンテナ、家具、カーテン、物置、太陽光パネル等)
- ④ インターネット回線工事
- ⑤ 新規のさく井工事
- ⑥ 防蟻工事      など

### 3. 補助額

補助金の上限額は100万円です。

補助額の算定は、補助事業に要した経費(補助対象経費)に基づいて次の計算式に算出し、予算の範囲内において補助事業を実施します。

補助対象経費(消費税相当額を除く) × 別表 2 の補助率

= 補助額(上限額 100 万円)※1,000 円未満切り捨てとなります

<別表2>

| 補助申請者         |    | 物件の契約形態 | 用途      | 申請者の住民票<br>異動 | 補助率 |
|---------------|----|---------|---------|---------------|-----|
| 空き家バンク利用者     | 個人 | 売買      | 自己の居住用  | あり            | 1/2 |
|               |    |         |         | なし            | 1/3 |
|               |    | 賃貸      | 居住用賃貸物件 | あり            | 1/2 |
|               |    | 売買・賃貸   | 宿泊施設    | なし            | 1/3 |
| 空き家バンク登録物件所有者 | 法人 | 売買・賃貸   | 居住用賃貸物件 | —             | 1/3 |
|               |    |         | 宿泊施設    |               |     |
|               | 個人 | 賃貸      | 居住用賃貸物件 |               |     |
|               | 法人 | 賃貸      | 宿泊施設    |               |     |

### 4. 申請方法

交付申請提出先:大津町役場総合政策課

必要書類を添えてご提出ください。必要書類については、「7. 事業の流れ」でご確認ください。  
なお、申請書類は、役場総合政策課で配付するほか、大津町ホームページからダウンロードできます。

### 5. 情報の公開

補助金を受けて改修された空き家については、事業の周知や啓発活動の一環として、個人情報などを除き、広報紙やホームページ等に掲載することがあります。

## 6. 変更について

申請した時の事業内容から変更が発生する場合は、事前に変更申請を行い、町の変更交付決定が必要となります。町からの変更交付決定後に、変更部分の改修着手(材料購入を含む。)が可能となります。

ただし、事業内容は変わらず補助対象経費のみ変更が生じた場合、対象経費の 10 分の 3 を超えない額の変更であれば、変更申請は不要となります。

※補助金は予算の範囲内で交付されるものであり、変更交付申請の要否に関わらず、補助金の増額を確約するものではありません。

|      | 申請時                                                         | 変更後                                                          | 変更申請の要否                                                              |
|------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 〈例1〉 | 事業:お風呂の改修                                                   | 事業:トイレの改修                                                    | <b>必要</b><br>内容変更のため、金額に関わらず。                                        |
| 〈例2〉 | 事業:和室二室の畳張替え                                                | 事業:和室二室を洋間へ変更                                                | <b>必要</b><br>内容変更のため、金額に関わらず。                                        |
| 〈例3〉 | 事業:屋根の改修<br>対象経費:150 万円(税抜)                                 | 事業:屋根の改修<br>対象経費:195 万円(税抜)                                  | <b>必要</b><br>内容の変更はないが、対象経費の 10 分の 3 以上の変更及び補助金額に変更が生じるため。           |
| 〈例4〉 | 事業:洋室一式の床張替え<br>ほか※内容変更なし<br>対象経費:30 万円(税抜)<br>変更内容:床材 10 枚 | 事業:洋室一室の床の張替え<br>ほか※内容変更なし<br>対象経費:38 万円(税抜)<br>変更内容:床材 20 枚 | <b>不要</b><br>内容の変更は生じず、対象経費の 10 分の 3 を超えない額の変更となるため。                 |
| 〈例5〉 | 事業:キッチン交換<br>対象経費:120 万円(税抜)<br>変更内容:A モデル                  | 事業:キッチン交換<br>対象経費:84 万円(税抜)<br>変更内容:B モデル                    | <b>不要</b><br>内容の変更は生じず(キッチンの交換に変わりはない)、対象経費の 10 分の 3 を超えない額の変更となるため。 |
| 〈例6〉 | 事業:外壁塗装ほか<br>対象経費:300 万円(税抜)<br>補助金額:100 万円                 | 事業:外壁塗装ほか<br>対象経費:500 万円(税抜)<br>補助金額:100 万円                  | <b>不要</b><br>事業内容、補助金額ともに変更が生じないため(上限)。                              |

**変更が生じる場合は、必ず町へご相談ください。**

## 7. 事業の流れ

- ① **事前相談** 改修工事の内容、事業完了までのスケジュール等の確認



- ② **交付申請書の提出** 改修工事を開始する前に「交付申請書（様式第1号）」を提出します。

| No. | 必要書類等                                                        | チェック                     |
|-----|--------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ①   | 大津町空き家改修等事業補助金交付申請書(様式第1号)                                   | <input type="checkbox"/> |
| ②   | 収支予算書・事業計画書(別紙1)                                             | <input type="checkbox"/> |
| ③   | 同意書(別紙2)                                                     | <input type="checkbox"/> |
| ④   | 確認書(別紙3)<br>※改修後の空き家の居住者が、県外からの移住の場合のみ                       | <input type="checkbox"/> |
| ⑤   | 見積書等の写し(改修工事費の根拠となる書類)                                       | <input type="checkbox"/> |
| ⑥   | 工事明細書、設計図等(改修工事の詳細がわかる書類)<br>※間取り図に手書きしたものなどでも可              | <input type="checkbox"/> |
| ⑦   | 改修工事着手前の写真                                                   | <input type="checkbox"/> |
| ⑧   | 改修する空き家の売買(賃貸)契約書の写し                                         | <input type="checkbox"/> |
| ⑨   | 町税等の未納がないことの証明書(発行されて3か月以内のもの)<br>※申請者の所在地が町外の場合は、現所在地のものを提出 | <input type="checkbox"/> |

交付申請内容を審査し、その結果を「交付決定通知書（様式第2号）」にてお知らせします。



- ③ **交付決定通知** 交付決定通知が届いたら、工事等の着手が可能です。  
 (変更交付申請書提出) また、事業の途中で、交付決定を受けている事業内容や対象経費に変更が生じる場合には、事前に「変更申請書（様式第3号）」の提出が必要です。  
 (変更交付決定通知) 変更交付決定通知が届くまでは、変更対象事業（工事や材料の購入など）を中断してください。また、本事業を中止または廃止する場合も同様です。

| No. | 必要書類                       | チェック                     |
|-----|----------------------------|--------------------------|
| ①   | 大津町空き家改修等事業補助金変更申請書(様式第3号) | <input type="checkbox"/> |
| ②   | 変更内容が確認できる書類(図面等)の写し       | <input type="checkbox"/> |
| ③   | 見積書または改修工事に係る契約書の写し        | <input type="checkbox"/> |
| ④   | その他必要に応じて変更内容を説明できる書類      | <input type="checkbox"/> |

④

**完了報告**

工事等が完了したら、必要書類を添付して「実績報告書(様式第 5 号)」を提出します。なお、完了した日から 30 日以内または令和 7 年 3 月 14 日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

| No. | 必 要 書 類                      | チェック                     |
|-----|------------------------------|--------------------------|
| ①   | 大津町空き家改修等事業補助金実績報告書(様式第 5 号) | <input type="checkbox"/> |
| ②   | 領収書等(経費の支払額がわかる書類)           | <input type="checkbox"/> |
| ③   | 改修工事完了後の写真                   | <input type="checkbox"/> |

⑤

**補助額の確定**

完了報告書の内容を審査し、内容が適当を認められた場合、「補助金額確定通知書(様式第 6 号)」にて補助金額をお知らせします。

⑥

**請求書の提出**

補助金額の確定通知が届いたら、「補助金請求書(様式第 7 号)」を提出します。

⑦

**補助金の支払い**

請求書に記載されている口座に補助金を支払います。